

# こんな制度が活用できます

台風18号によって府内一円で甚大な被害が発生しました。

日本共産党は、ただちに現地調査に入り、被災者のみなさんの声をお聞きし、京都府、市町村、政府に災害のすみやかな復旧と、被災者の生活支援、住宅や営業の再建などを要望しました。

京都府が発表した補正予算と制度の主なものを紹介します。制度活用で必要となる罹災証明は、市町村役場で発行されます。(2013年10月3日現在)



被災された府内各地を全議員が手分けして調査

## ◆ ご相談はお住まいの市町村役場へ

京丹後市	0772-69-0001	与謝野町	0772-46-3001	伊根町	0772-32-0501
宮津市	0772-22-2121	福知山市	0773-22-6111	舞鶴市	0773-62-2300
綾部市	0773-42-3280	京丹波町	0771-82-0200	南丹市	0771-68-0001
亀岡市	0771-22-3131	向日市	075-931-1111	長岡京市	075-951-2121
大山崎町	075-956-2101	宇治市	0774-22-3141	久御山町	075-631-6111
城陽市	0774-52-1111	八幡市	075-983-1111	京田辺市	0774-63-1122
宇治田原町	0774-88-2250	井手町	0774-82-2001	精華町	0774-94-2004
木津川市	0774-72-0501	笠置町	0743-95-2301	和束町	0774-78-3001
南山城村	0743-93-0101	京都市	075-222-3111	京都府	075-451-8111

## 相談は日本共産党・議員にお気軽にどうぞ

日本共産党京都府会議員団 075-414-5566

ファクス 075-431-2916

Eメール [giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp](mailto:giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp)

# ◆ 住宅の再建への支援

## 床上浸水の被害対策に補助金がでます

### ＜地域再建被災者住宅支援事業費＞

対象者	○府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた者 ○府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする者				
対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費（建替、購入、補修、賃借）等				
補助限度額 (最高額)	被害区分	全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損・床 上浸水
	舞鶴市、福知 山市、京都市	450万円	350万円	150万円	50万円
	上記の3市以 外の地域（府 独自支援）	300万円	250万円	150万円	50万円

ただし原則として、復旧経費が50万円を超えれば、基礎額として50万円最低限交付。  
くわしくは、市町村役場、京都府振興局にお問い合わせください。

### ＜地域再建被災者住宅融資対策費＞

	建設資金融資	改良資金融資
工事対象	府内での住宅の建替・購入	住宅補修
利率	5年間無利子、6年目以降低利	5年間無利子、6年目以降低利
限度額・償還期間	700万円・25年以内（据置3年）	450万円・10年以内（据置3年）

# ◆自動車税など府税の減免や徴収猶予の制度があります

## （1）自動車税

- 廃車の場合は月割で自動車税が減額されます（運輸支局での抹消登録手続きの翌月以降分を減額）が、以下の事由によるものについては、減免等が行われます。
  - ①流出、水没などで自動車がなく廃車の手続きができないもの。廃車の手続きが10月以降となったもの  
→被災日の属する月の翌月から課税が取り消されます。
  - ②被災によってエンジンなどに被害を受け修理しなければ使用できない自動車  
→被災日から修理が完了した日までの月割税額が減免されます。  
※いずれも既に納付された自動車税は月割で還付されます。

## （2）自動車取得税

- 被災された自動車に代わるものとして新たに取得された代替自動車  
→被災自動車の被災前日の価額に税率を乗じた額が減免されます。

### (3) その他府税など

○個人事業税、不動産取得税等の減免制度や府税に係る納税の猶予制度もあります。要件、申請手続きなど、くわしくは、下記窓口へ問い合わせてください。

自動車税管理事務所	075-672-6155	丹後広域振興局税務室	0772-62-4303
中丹西府税出張所	0773-22-3904	中丹広域振興局税務室	0773-62-2502
南丹広域振興局税務室	0771-22-0330	山城南府税出張所	0774-72-0231
山城広域振興局税務室	0774-23-5400	京都南府税事務所	075-692-1320
京都西府税事務所	075-326-3312	京都東府税事務所	075-213-6320

(4) 国保や介護保険などの減免もあります。市町村へお問い合わせください

## ◆ 中小企業の再建への支援

### 中小企業の設備・備品の更新・修繕に補助金が出ます

#### <中小企業等生産設備再建支援事業費>

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	15%以内（下限：10万円 上限：100万円）
補助要件	被災（り災）証明書を有すること
対象経費	台風18号により被災した生産設備等の更新

#### <中小企業等復旧応援事業費>

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	1 / 2 以内（上限：10万円）
補助要件	被災（り災）証明書を有すること
対象経費	台風18号により被災した機器等の修繕

#### <台風18号緊急特別融資対策事業費>

対象者	台風18号による風水害等に被災された中小企業者等
融資要件	被災（り災）証明書を有すること
期間等	最長15年（据置2年以内） 10年を超える融資は設備の耐用年数が上限 その他、運転資金等10年以内
限度額	有担保2億円、無担保8,000万円
利率	年1.5%（固定金利）
保証人・担保	信用保証協会の保証が必要 原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要（必要に応じて担保を求める）
実施期間	平成26年3月31日（予定）まで

信用保証料は、京都信用保証協会の協力により基準保証料から最大0.3%引き下げ

# ◆ 農業の再建への支援

## 農業の再建へ機械・器具等の購入、更新などに補助金が出ます

### ◇ 農業者等復旧応援事業費

- ・支援内容 農業用資材・器具等の購入、機器等の修繕や出荷額の回復につながる販売活動等に要する経費を支援
- ・補助対象者 被害報告のあった販売農家、畜産農家、漁業者
- ・補助率 1/2以内
- ・補助上限額 10万円

### ◇ 農林水産業者生産設備再建支援事業費

- ・支援内容 農業用機械、飼料生産用機械、漁業用機械等の更新に要する経費を支援
- ・補助対象者 被害報告のあった販売農家、畜産農家、漁業者等
- ・補助要件 被災前と同程度の機械等の取得（耐用年数を経過した機械等の更新は除く）
- ・補助率 3/10以内
- ・補助金額 10万円～100万円

### ◇ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

	野菜生産施設災害復旧事業	宇治茶生産施設災害復旧事業	鳥獣侵入防止施設災害復旧事業
支援内容	野菜生産のためのパイプハウスの復旧を支援	①てん茶・玉露生産のための被覆棚の復旧を支援 ②製茶設備の復旧を支援	野生鳥獣による農作物被害を防止するための柵（恒久型防護柵）の復旧を支援
事業主体	農業者が組織する団体等		市町村地域協議会
補助率	1/2以内	① 1/2以内 ② 3/10以内	9/10以内

### ◇ 農林水産業緊急特別融資対策事業費

- ・農業近代化資金 個人1,800万円 法人等2億円 15年償還 無利子
- ・農林漁業セーフティネット資金 600万円 10年償還 無利子

### ◇ 農作物生産確保緊急対策事業費

農地の冠水等により被害を受けた京都米、黒大豆・小豆、野菜、宇治茶、家畜飼料作物など農作物について、緊急的な病害防除を行うとともに、今後の生産につながる支援が実施されます。

- ・対象 農薬、肥料、種苗購入費用等
- ・補助率 1/2以内
- ・対象者 農業者が組織する団体等

### ◇ 農業者経営復興特別支援事業費

就農後10年程度の農業者で、平成16年台風23号に続いて被災した者に対し、営農の継続を支援するため、必要な資金を貸し付ける。限度額240万円、10年償還、償還助成あり。

日本共産党  
事務所案内

- |                       |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ○左京地区委員会 075-761-6341 | ○東地区委員会 075-591-7851  | ○西地区委員会 075-311-4704  |
| ○南地区委員会 075-371-9164  | ○北地区委員会 075-432-3261  | ○中京地区委員会 075-801-2591 |
| ○伏見地区委員会 075-611-9135 | ○洛南地区委員会 0774-22-5251 | ○山城地区委員会 0774-98-3883 |
| ○乙訓地区委員会 075-954-5166 | ○口丹地区委員会 0771-24-1001 | ○中丹地区委員会 0773-22-5506 |
| ○舞鶴地区委員会 0773-65-4050 | ○与謝地区委員会 0772-22-5137 | ○丹後地区委員会 0772-62-1159 |